

在宅医療圏②

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	所管保健所	構成市町村	圏域人口
道 北	上川中部	旭川市	旭川市	旭川市	329,306
		上川	上川	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町	51,990
	上川北部	上川北部	名寄	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	60,763
	富良野	富良野	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	39,894
	留萌	留萌	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	43,050
	宗谷	宗谷	稚内	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、礼文町、利尻町、利尻富士町	65,961
オホーツク	北 網	北見	北見	北見市、訓子府町、置戸町、美幌町、津別町	146,002
		網走	網走	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町	62,458
	遠 紋	紋別	紋別	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	32,516
		遠 軽	別	佐呂間町、遠軽町、湧別町	32,386
十 勝	十 勝	帯広市	帯広	帯広市	166,536
		東十勝		豊頃町、浦幌町、池田町、幕別町	39,469
		西十勝		新得町、清水町、芽室町、鹿追町	38,225
		南十勝		広尾町、大樹町、更別村、中札内村	18,771
		北十勝		上士幌町、士幌町、音更町、本別町、足寄町、陸別町	69,647
釧路・根室	釧路	釧路	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	222,613
	根 室	根室市	根室	根室市	24,636
		中標津	中標津	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	47,135

在宅医療における連携体制について【階層ごと・概要版】

二次医療圏単位

在宅医療圏単位

市町村単位

二次医療圏:21圏域

連携の中心…道立保健所26カ所
(多職種連携協議会設置:28カ所)

事務局:道立保健所

連携の拠点

連携の拠点

事務局:連携の拠点

市町村

市町村

市町村

在宅医療圏:39圏域

連携の中心…在宅医療に必要な連携の拠点

市町村:179カ所

…在宅医療・介護連携推進事業を実施

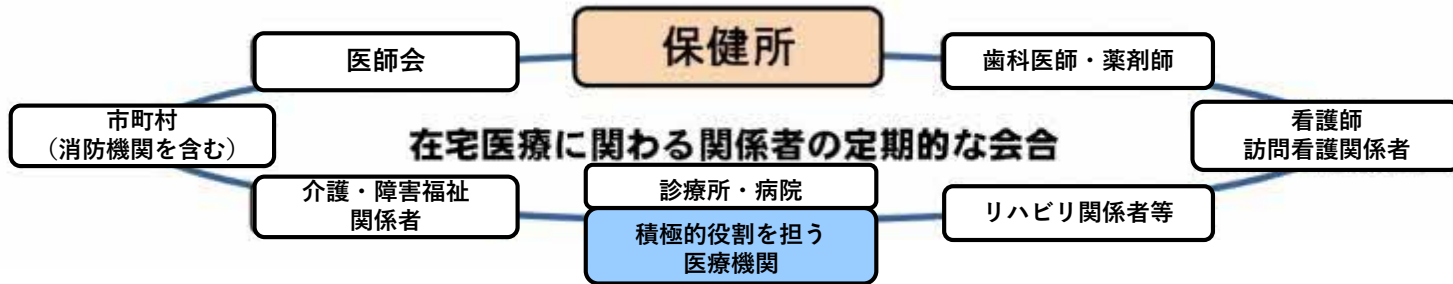
◆二次医療圏と在宅医療圏が同一

南檜山、北渡島檜山、南空知、中空知、北空知、東胆振、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、釧路

◆1つの自治体で1つの在宅医療圏を構成

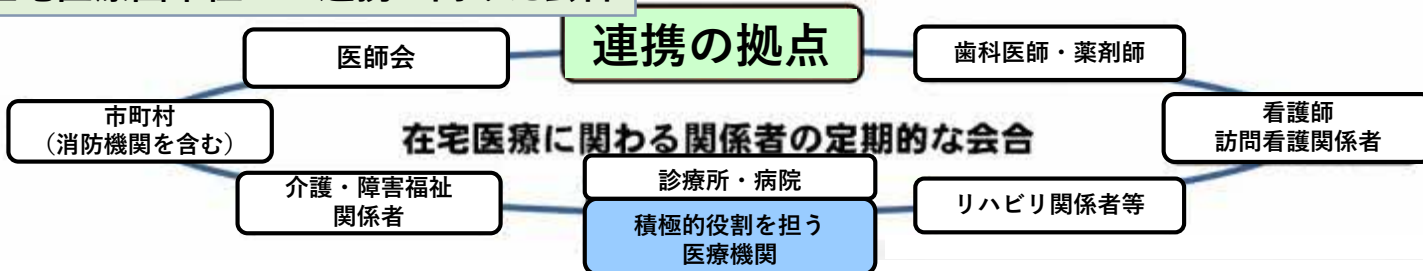
函館市、札幌市、石狩市、小樽市、旭川市、帯広市、根室市

二次医療圏単位での連携に向けた会合

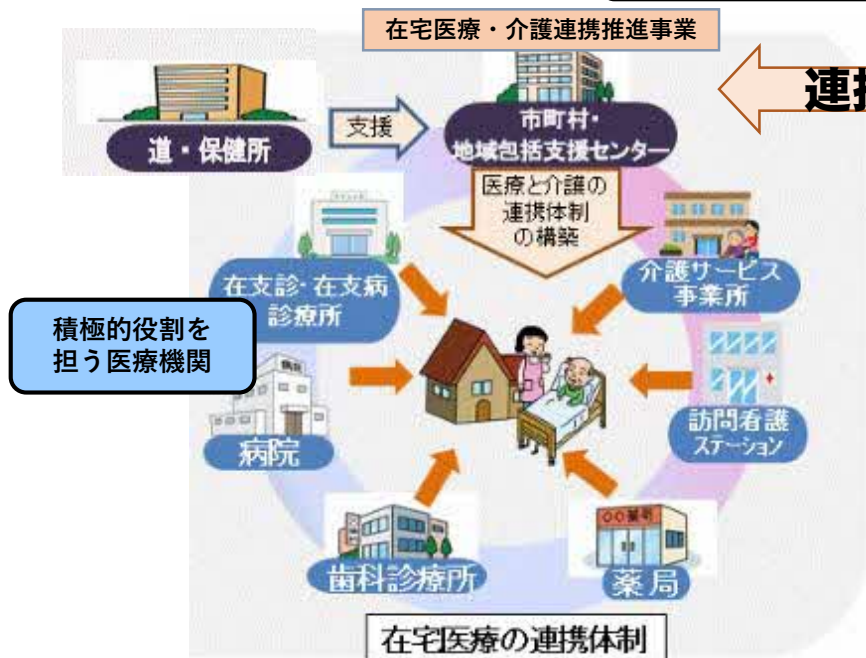


- ①関係者の定期的な会合による連携体制づくりの検討、支援
- ②関係機関等の情報提供（地域課題の共有、取組の横展開）
- ③住民等への啓発
- ④多職種の人材育成
- ⑤支援拠点・連携拠点づくり

在宅医療圏単位での連携に向けた会合



- ①関係者の定期的な会合におけるコーディネート、連携体制づくりの検討、推進、連携体制の構築
- ②多職種連携に向けた情報連携ネットワークの整備
- ③多職種の人材育成



【道事業】地域医療介護総合確保基金(在宅医療提供体制強化事業)
 郡市医師会や市町村等が下記の事業を行う「必要な連携拠点」を整備（運営）することに対し支援する取組（R6当初予算協議事項）

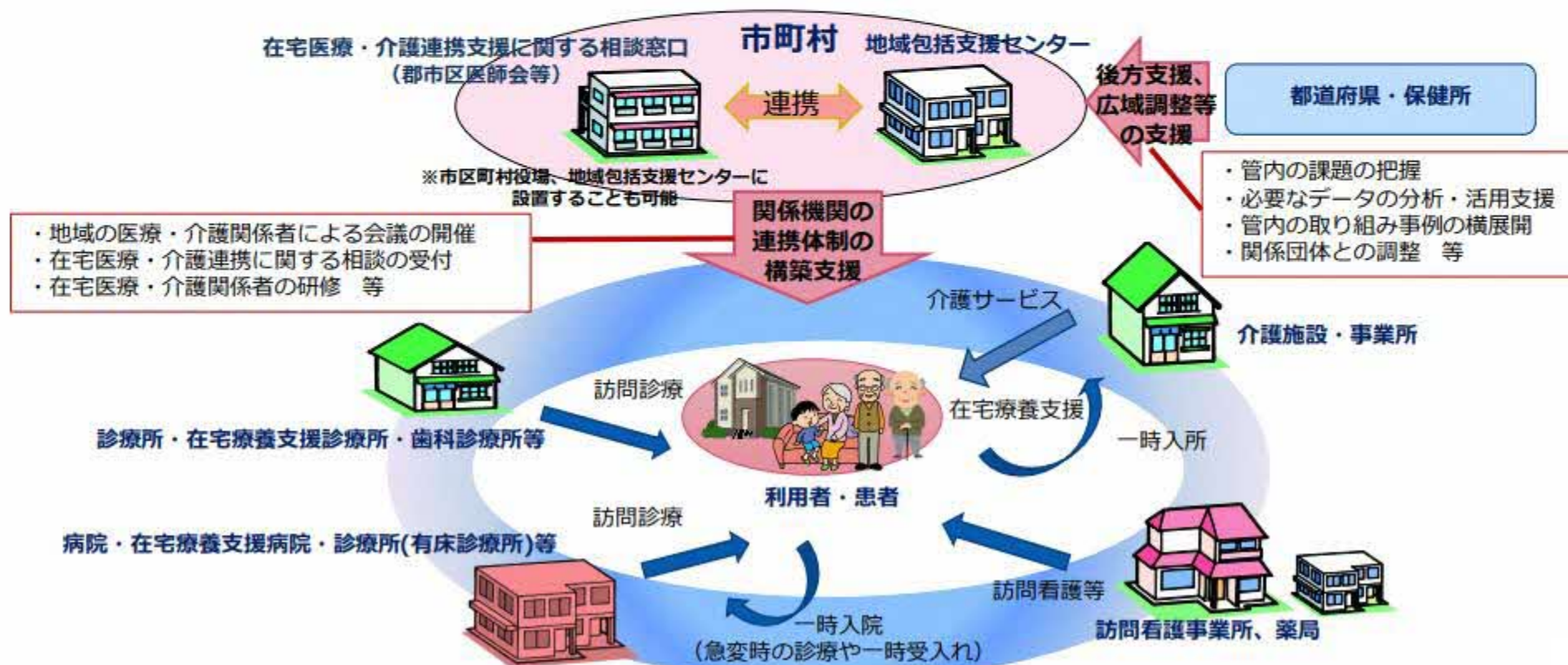
- 事業内容
在宅医療提供体制のコーディネート、運営会議の開催、在宅医療の普及啓発、人材育成、ICT連携システム整備 等
- 対象経費
人件費、雇用保険料、社会保険料、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

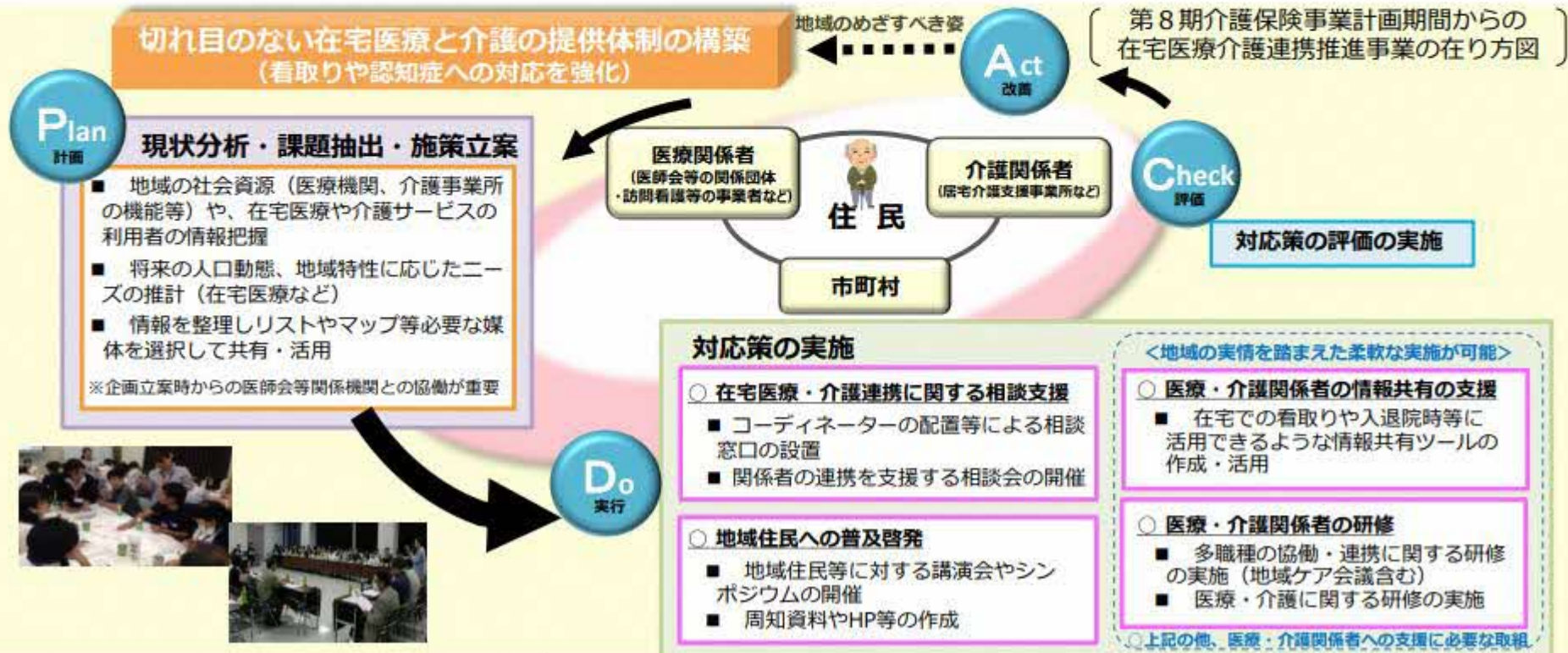
（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・ 診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・ 病院・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・ 訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・ 介護施設・事業所（入浴、排せつ、食事等の介護、リハビリテーション、在宅復帰、在宅療養支援等の実施）

- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



- 在宅医療・介護連携の推進については、平成23年度から医政局施策として実施。一定の成果を得られたことを踏まえ、平成26年介護保険法改正により、市町村が実施主体である地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、平成27年度から順次、市町村において本事業を開始。
- 平成29年介護保険法改正において、都道府県による市町村支援の役割を明確化。平成30年4月以降、全ての市町村において本事業を実施。
- 令和2年介護保険法改正において、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって目指す姿の実現がなされるよう、省令や「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」等を見直し。



＜市町村における庁内連携＞ 総合事業など他の地域支援事業との連携や、災害・救急時対応の検討

都道府県(保健所等)による支援

- 在宅医療・介護連携推進のための技術的支援
- 在宅医療・介護連携に関する関係市町村等の連携
- 地域医療構想・医療計画との整合

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

退院支援・日常の療養支援・急変時の対応・看取り

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、**病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。**

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、**市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要**である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

① 目標

- ・ **多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること**
- ・ **在宅医療に関する人材育成を行うこと**
- ・ **在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと**
- ・ **災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと**

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点到求められる事項

- ・ 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・ 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ・ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

本調査研究では、厚生労働省が実施する「令和5年度在宅医療・介護連携推進支援事業」で都道府県・市町村に対し実施する「在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等に関する調査」のコーディネーターおよび「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の調査結果のデータを提供頂き、分析を行った。

調査目的

在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等の実態を的確に把握することにより、今後の在宅医療・介護連携推進事業に関する様々な施策を検討・実施するための基礎データとする。

調査方法

- 実査期間は、令和5年8月23日～令和5年9月20日である。
 - 市町村調査票をexcelシートで作成・配布。回答者はexcelに記入して回答を作成。
 - 厚生労働省老健局老人保健課より都道府県に対し調査票を送付（市町村調査分を含む）、都道府県は管下市町村に対して調査票を送付し回答を依頼した。
- ※ コーディネーターに関する質問については、「コーディネーター」という名称を使っていなくても、相談室を設置（相談業務の委託を含む）している場合も該当するとし、あわせて手引きの該当箇所も提示した。

回収状況等

調査対象	母集団	抽出方法	回収数	回収率
都道府県	47	悉皆	47	100%
市町村	1,741	悉皆	1,741	100%

令和5年度在宅医療・介護連携推進支援事業 第3回検討委員会（厚生労働省老健局老人保健課）の資料をもとに事務局作成